

INFLUENZA QUESTION & ANSWER

小児抗菌薬適正使用支援加算について 制度の仕組みを教えてください。

高木誠一郎

社会保険診療報酬支払基金福岡支部医療顧問(主任審査員)

今回の診療報酬改定で新設された「小児抗菌薬適正使用支援加算(80点)」は、「医科点数表の解釈(通称；青本)」には独立した項目ではなく、小児科外来診療料および小児かかりつけ診療料の項に加算として掲げられています。すなわち、施設基準は両者が算定できる医療機関であり、対象患者の年齢も3歳未満(後者では最大6

歳)までとなります。この年齢以外でも、医療機関は厚生労働省(厚労省)の作成した「抗微生物薬適正使用の手引き」¹⁾(厚労省のHPからダウンロードできます)に準じた診療を行うこととされています。

小児科を担当する専任の医師が診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため投与しなかった場合に

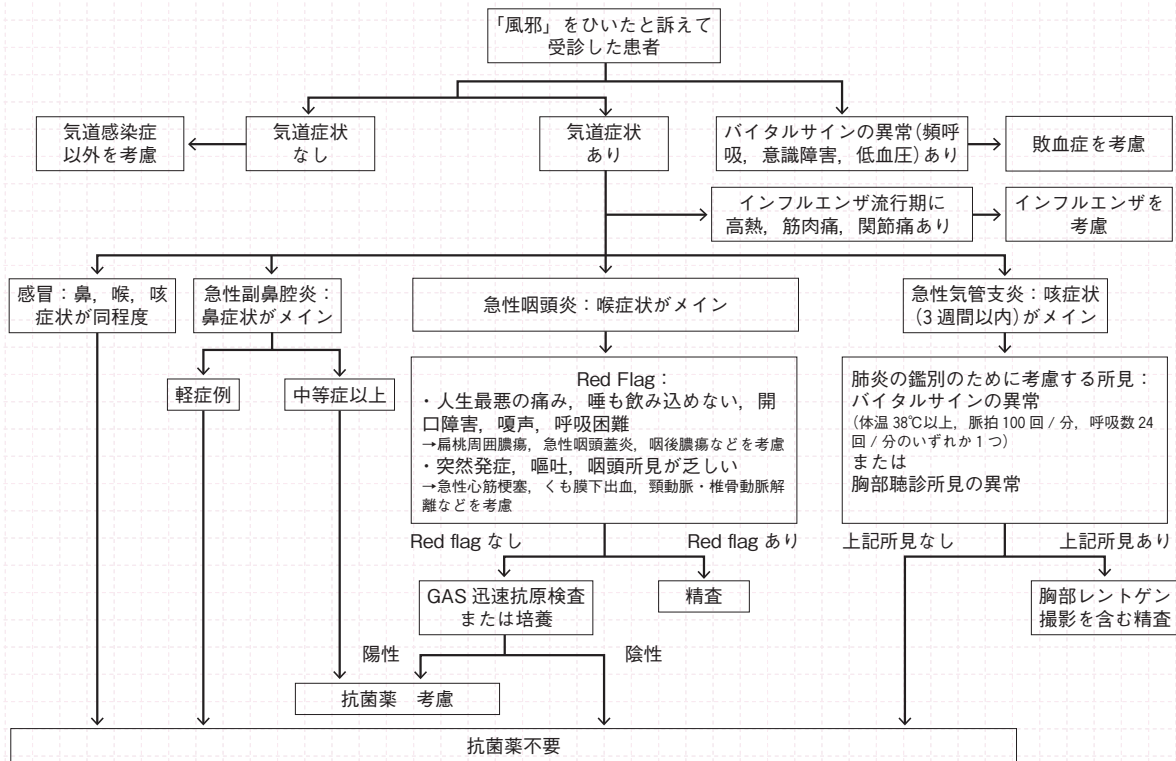


図1 急性気道感染症の診断および治療の手順

※本図は診療手順の目安として作成したものであり、実際の診療では診察した医師の判断が優先される。

(文献1より引用)

Key Words ▶ 小児抗菌薬適正使用支援加算 保険診療 抗菌薬 小児科外来診療料 小児かかりつけ医診療料